

第10期 島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画について

1 「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」とは

- ▶ 3年間を計画の1サイクルとし、次の①②の内容を包含した計画。
- 第10期は令和9年度（2027年度）～令和11年度（2029年度）が計画期間。
※今回の計画から新たに③の内容も包含する。

① 保健福祉計画

- … 老人福祉法第20条の8に基づき、本町のすべての高齢者を対象として策定する計画。
- 本町の高齢者福祉事業（高齢者福祉サービス）の内容・量などに関して定めています。
- なお、本町の計画では高齢者の健康づくりなど、高齢者福祉・介護保険と一体的に取り組む必要がある高齢者の保健事業も含んだ内容となっています。

② 介護保険事業計画

- … 介護保険法第117条に基づき、介護保険サービスや地域支援事業を円滑に実施するために策定する計画。圏域の設定、介護保険サービスや地域支援事業の内容・量・提供体制・それにかかる費用などに関して定めています。

新③認知症施策推進計画

- … 令和5年に公布された「認知症基本法」において、当該法律の制定を受け令和6年1月に国が策定した「認知症施策推進基本計画」を基本としつつ、各地域の実情に即した自治体ごとの認知症施策推進計画を策定するようことが努力目標とされています。
- 各自治体では、当該地域住民である認知症の人とその家族や支援者等が参画し、共に地域において目指すべき「共生社会」のあり方を検討・議論し、各地域での実態や課題に即した認知症施策を検討することが求められています。

2 アンケート調査について

- ▶ 介護保険法では、市町村は介護保険事業計画を作成する際は、日常生活圏域ごとにおける被保険者的心身の状況、そのおかれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して計画作成するように努めることとされています。
- この把握のために次の①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査のアンケート調査を各自治体において実施することが基本となります。
- なお、この2つの調査の実施時期については、前回調査と調査結果を比較する場合は、季節によって高齢者の生活スタイルや状態に変動がある可能性も想定されることから調査の実施時期を揃えることが望ましいとされています。
- また、この2つの調査以外でも、介護サービスのニーズや介護人材の実態把握等を行うために自治体独自で項目を設定し、任意で調査することもできます。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

目的	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること 介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること
調査対象 調査手法	<ul style="list-style-type: none"> 要介護 1～5 以外の高齢者 郵送による実施 ※Web回答実施も可
調査項目	<p>調査項目は国から基本的なものが示されている</p> <p>➡…必須項目 35 間、オプション項目 30 間</p> <p>※国が示す設問内容等については参考資料 1 の P1・P2 参照</p> <p>※上記以外にも市町村で独自に項目を追加することは可能</p> <p>➡第 9 期計画策定時に実施したニーズ調査では、島本町独自項目として 16 間を設定</p>

②在宅介護実態調査

目的	<ul style="list-style-type: none"> 介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討すること <p>※概要については参考資料 1 の P3 参照</p>
調査対象 調査手法	<ul style="list-style-type: none"> 主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方 郵送もしくは認定調査員による聞き取りによる実施 <p>※Web回答実施も可</p>
調査項目	<p>調査項目は国から基本的なものが示されている</p> <p>➡…A 票：ご本人向け 14 間</p> <p>B 票：主な介護者むけ 5 間</p> <p>※上記以外にも市町村で独自に項目を追加することは可能</p> <p>➡第 9 期計画策定時に実施したニーズ調査では、島本町独自項目として 9 間を設定</p>